

環境委員会資料

2 所管事務の調査（報告）

（2）不法係留船舶行政代執行の経過について

資料 不法係留船舶行政代執行の経過について

参考資料 不法係留船舶に対する行政代執行について（令和4年2月4日環境委員会資料）

港 湾 局

（令和4年6月2日）



不法係留船舶の行政代執行の経過について

1 不法係留船舶に対する行政代執行の実施

(1) 代執行実施の経緯

平成30年の台風で被災した貨物船 MARINA号は、千鳥町ふ頭で不法係留を続けたため、船主に対し撤去命令書を送付するなど自主撤去について交渉を続けたが応じないことから、令和3年12月に行政代執行の実施方針を決定した。その後、戒告書を送付したが令和4年1月の期限内に撤去されなかったことを確認したため、令和4年2月に行政代執行を実施した。

(2) 代執行の実施内容

- ア 実施期間: 令和4年2月8日(火)から2月15日(火)まで
- イ 実施内容: ①船舶に残留するビルジ・燃料油の回収・処分
(A重油:約19KL C重油等:約18KL ビルジ:約450KL)
②船体の状態確認・漏水補修:2箇所
③係留索調整・強化 新たに6本の係留索を設置
※船体の撤去は行わず、上記の業務の完了後に現在の場所で保管開始
- ウ 代執行費用: 3,245万円



廃油台船(左)へ船内のビルジ等を移送



ビルジ等をタンクへ移す様子

2 代執行費用等の請求

請求事由	期間	金額	送付日	納期限
代執行費用		32,450,000円	令和4年3月2日請求 令和4年4月15日督促	令和4年3月31日
不法行為に基づく損害賠償請求 (不法係留期間中の 使用料相当額)	平成30年10月13日～ 令和3年9月30日	22,078,912円	令和3年10月4日請求 令和3年11月8日督促	令和3年11月1日
	令和3年10月1日～ 令和4年2月15日	2,810,784円	令和3年3月2日請求 令和3年4月15日督促	令和4年3月31日
事務管理費用 (保管期間中の使用料相当額)	令和4年2月15日～ 令和4年5月26日	2,036,800円	令和4年5月31日請求	令和4年6月30日

3 船体の差押えの実施

- ・代執行費用は、納期限までに納付がなされなかったことから、令和4年5月26日(木)に、行政代執行法第6条第1項により船体の差押えを実施した。
- ・代執行実施後から差押えまでの保管費用約203万円についても船主に請求した。

4 換価(公売)に向けたスケジュール

差し押さえた船体について、次のスケジュールで換価(公売)を行う予定。換価代金を代執行費用に充当する。船体の撤去は買受人により実施。

R3.10月	11月	12月	R4.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
撤去命令書	履行催告書	戒告書	代執行命令書	代執行実施	船体の保管 費用納付命令	督促状	船体の差押え	公売公告	公売期日	配当
(1) 監督処分			(2) 代執行		(3) 保管・費用請求		(4) 滞納処分			

■ 実施済み □ 実施予定

不法係留船舶に対する行政代執行について

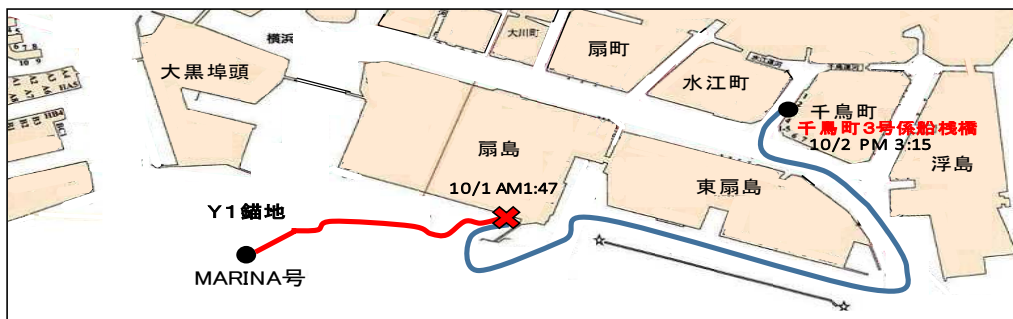
参考資料
(令和4年2月4日環境委員会資料)

平成30年の台風で被災した貨物船 MARINA号は、千鳥町ふ頭で不法係留を続けているため、船主に対し撤去するよう交渉を続けてきたが、自主撤去に応じないため、令和4年2月に行政代執行を実施する。

1 不法係留に至った経過等

(1) 経過

H30.10.1	貨物船MARINA号は、台風24号の強風により大黒埠頭沖から走錨し午前1時47分に扇島の民有護岸に衝突し自力航行が不能となった。
10.2	次の台風25号が接近する中、二次災害を防止するため、緊急避難として10月12日まで千鳥町3号係留船棧橋に係留を許可した。
10.13	許可期限までに船主から今後の方針が示されず、不法係留扱いとし、以降船主に対し早期に撤去するよう継続的に行政指導等を行った。



(2) 貨物船MARINA号の概要

船種・船名	貨物船 MARINA
船籍港	ベリーズ → 現在は抹消
総トン数/全長	1,920トン/79.4m
船主・運航者	CREDIT OCEAN SHIPPING CO.,LTD(中国)
乗組員/積荷	12人/なし
建造年	2006年



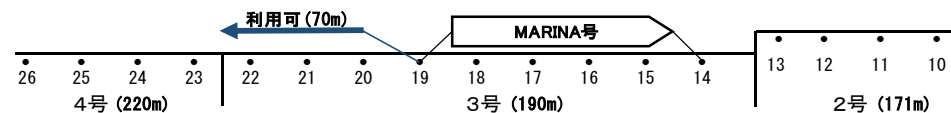
(3) 船体の状況

護岸衝突時に船尾部から浸水し、船内に約500トンのビルジ（油が混じった海水）が溜まっているため、船首が浮いている。また、燃料タンク内にはA重油（15kl）・C重油（18kl）が残っている。船尾部の損傷箇所は補修済み。

2 不法係留による影響

(1) 配船の状況

千鳥町3号係留船棧橋の全長190mのうち120mが利用できないが、隣接する4号係留船棧橋の一部と合わせMARINA号と同等の船舶の利用は可能



(2) 使用料収入等

千鳥町ふ頭（1～7号）における使用料収入、鉄スクラップ取扱量とも不法係留前と同等又は増加

(3) 港灣管理者の業務(港湾法12条)

港灣管理者には港湾区域及び管理する港湾施設を良好な状態に維持する義務（職務権能）が課されているが、不法占拠により果たせない状況

(4) 損害(使用料相当額)の発生

千鳥町3号係留船棧橋の不法占拠による損害（使用料相当額）が発生

3 不法係留の解消手法の検討

(1) 船主による自主撤去

船主は事故後に船主責任保険※の保険会社と船体撤去の調整を進め、作業会社まで決定したが、最終的に船主が撤去を拒否し実施には至らなかった。本市はその後も継続して船主に対し自主撤去に向けた交渉を続ける中、改めて保険会社に保険適用の可否を確認したが、既に保険適用外であることを確認した。

(2) 民間事業者による船体の買取り

船体を鉄スクラップとして船主からの買取りの可否について民間事業者にヒアリングをしたが、船内の大量のビルジの回収・処分に多額の費用を要するため採算が合わない。また、放置船舶の外国人船主との交渉は非常に困難との回答を得た。

(3) 本市による撤去

船主による自主撤去を含めた船体の撤去が行われない場合に備え、港灣管理者の義務の履行確保のため、併せて行政代執行による撤去を検討することとし、実施方法については、関係機関や顧問弁護士などから助言をいただきながら整理してきた。

※ 船主が第三者に対し法律上の賠償責任を負って被った損害を補填する保険

不法係留船舶に対する行政代執行について



4 行政代執行実施の判断

(1) 行政代執行の実施要件（代執行法2条）

ア 法律により直接命ぜられ、又は法律に基づき行政庁により命ぜられた行為

- ・ 港湾施設条例第9条第1項に基づく撤去命令がなされている。

イ 他人が代ってなすことができる行為に限る。

- ・ 法令で一定の行為を禁止している場合に当該禁止に違反しただけでは代執行の対象にならないが、上記撤去命令により、代替的作為義務の違反状況となる。

ウ 他の手段によってその履行を確保することが困難

- ・ 行政指導等により船主に対し自主撤去をするよう継続的に交渉してきたが、その見込みがなくなり、これにより撤去の履行手段がなくなった。

エ その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき。

- ・ 港湾管理者として港湾法12条が規定する業務を実施できないことが、著しく公益に反している。

(2) 行政代執行の実施の決定

- ・ 本件については、(1)のア～エの行政代執行の要件を全て満たすことから行政代執行を進めることとし、その手法については、コストやスケジュール、公共ふ頭としての機能回復などを考慮した上で総合的に判断した。
- ・ 船主に対し撤去命令書及び履行催告書により船体の撤去を求めたが、自主撤去に応じないため、令和3年12月24日、行政代執行の実施方針を決定した。
- ・ 令和4年1月31日、行政代執行法に基づく戒告書に定める期限内に撤去されなかったことを確認したため、行政代執行の実施を決定した。

5 行政代執行等スケジュール

R3年	10月	11月	12月	R4年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月												
①	撤去命令書	①	撤去命令書	②	履行催告書	③	戒告書	④	代執行令書	⑤	代執行	⑥	船体の保管	⑦	代執行費用納付命令	⑧	督促状	⑨	船体の差押え	⑩	換価(公売)	⑪	配当
(1) 監督処分				(2) 代執行			(3) 保管・代執行費用請求			(4) 滞納処分													

実施済み 実施予定

(1) 監督処分

- ① 撤去命令書（港湾施設条例9条一）令和3年10月4日、同10月29日
 - ・ 船主に対し、本市が指定する期限までに船体を撤去するよう命じた。
 - ・ 不法行為に基づく損害賠償請求書(H30.10.13～R3.9.30の使用料相当額約2,200万円分)を同封

② 履行催告書

(2) 代執行

- ③ 戒告書（代執行法3条①）
 - ・ 令和4年1月31日までに船体を撤去しないときは、代執行を実施する旨を通知
- ④ 代執行令書（代執行法3条②）
 - ・ 代執行の実施を通知
- ⑤ 代執行
 - ・ 期間 2月8日(火)～15日(火)(8日間。準備工・後片付け工を除く。)
 - ・ 内容 ビルジ・燃料油の回収・処分、船体の状態確認・補修、係留索調整・強化（船体の撤去は行わず、上記の業務の完了後に現在の場所で保管を開始）
 - ・ 費用 約3,250万円

(3) 保管・代執行費用請求

- ⑥ 船体の保管
 - ・ 保管期間は、代執行完了後から5月上旬までを予定
 - ・ 保管期間中の使用料相当額は、事務管理費用として船体の差押え後、金額が確定次第、船主に請求する。
- ⑦ 代執行費用納付命令
 - ・ 船主に代執行費用の納付を命じる。
 - ・ 不法行為に基づく損害賠償請求書(R3.10.1～R4.2.15の使用料相当額約281万円分)を同封
- ⑧ 督促状（自治法231条の3①）
 - ・ 船主が代執行費用納付命令や損害賠償請求に応じないときは、督促状等を送付する。

(4) 滞納処分

- ⑨ 船体の差押え（代執行法6条、国税徴収法47条①一）
 - ・ 船主が代執行費用を納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収できる。
- ⑩ 換価(公売)（国税徴収法89条）
 - ・ 船体を公売により換価する。
- ⑪ 配当（国税徴収法129条）
 - ・ 公売による換価代金を債権(代執行費用)に配当する。

※ 船体は公売による買受人が解体処分場等の手配等を完了した後に撤去されます。